

○警察署分庁舎の運用に関する訓令

(平成25年7月24日静岡県警察本部訓令第30号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察組織規則（昭和34年県公委規則第9号）第99条の規定に基づき、静岡県警察組織規則第93条第1項の分庁舎（以下「分庁舎」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務)

第2条 分庁舎においては、署で取り扱う業務のうち、次に掲げるものの一部を処理することができる。

- (1) 事件事故の受理等に関する業務
- (2) 運転免許証の更新等に関する業務
- (3) 許認可等（申請により求められた行政庁の許可、認可、免許その他当該申請に係る者に対し、何らかの利益を付与する処分をいう。）に関する業務
- (4) 苦情、相談等の受理及び処理に関する業務
- (5) 遺失物等の取扱いに関する業務
- (6) その他署長の命ずる業務

(細目的事項)

第3条 この訓令に定めるもののほか、分庁舎の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。